

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の概要

### 1 改正内容

#### (1) 第1条関係

##### ア 給料表（第3条）

職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に規定する給料表の給料月額に増額等改定があった場合、会計年度任用職員に対する給料表の適用については、給与条例の適用を受ける職員の例による旨を定める。（給料表の遡及適用）

なお、以下の場合においては、給料表の適用日を12月1日とする。

(ア) 任期が3か月以内の者

(イ) 週当たりの所定勤務時間が15時間30分未満、かつ、所定勤務日数が2日以下の者

##### イ 期末手当の支給月数（第16条、第30条）

以下のとおり期末手当の支給月数の改正を行う。

現行	6月	12月
フルタイム 会計年度任用職員	1.20月	1.20月
パートタイム 会計年度任用職員	1.20月	1.20月



改正後①	6月	12月
フルタイム 会計年度任用職員	1.20月 (改正なし)	<u>1.30月</u> (+0.10月)
パートタイム 会計年度任用職員	1.20月 (改正なし)	<u>1.30月</u> (+0.10月)

(2) 第2条関係

ア 勤勉手当の支給（第2条）

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与に、勤勉手当を加える改正を行う。

イ 期末手当の支給月数（第16条、第30条）

第1条関係で改正した期末手当の支給月数の改正を行う。

改定後①	6月	12月
フルタイム 会計年度任用職員	1.20月	1.30月
パートタイム 会計年度任用職員	1.20月	1.30月



改正後②	6月	12月
フルタイム 会計年度任用職員	1.20月 (改正なし)	<u>1.20月</u> (-0.10月)
パートタイム 会計年度任用職員	1.20月 (改正なし)	<u>1.20月</u> (-0.10月)

ウ 勤勉手当の支給等に関する事項（第16条の2、第30条の2）

勤勉手当の支給等に関する事項を定める。

なお、勤勉手当の支給月数については、以下のとおりとする。

	6月	12月
フルタイム 会計年度任用職員	1.125月	1.125月
パートタイム 会計年度任用職員	1.125月	1.125月

2 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和6年4月1日